

2 5 日本労働組合総連合会東京都連合会

行動計画記載の内容等
<p>1 子ども看護休暇の創設</p> <p>子どもの病気のためだけでなく、健康診断にも使えるよう1日単位で取得可能な「子ども看護休暇」の労働協約化を進める。</p>
<p>2 男性の育児休業取得促進</p> <p>男性の意識改革を進める取組みとともに、社会全体で子育てを支える仕組みづくりに向けた、子育てに関する調査・研究を行う。</p>
<p>3 労働時間の短縮</p> <p>年間総労働時間 1,800 時間はもとより、1日の労働時間の短縮をめざす。</p>
<p>4 職場における男女平等の推進</p> <p>改正均等法により、制度上の男女差別は見られないが、慣行に基づく男女差別も見られることから、職場上における性別役割分業意識を改善していく取組みを進める。</p>

「男女平等参画のための東京都行動計画 平成 17 年度取組実績」

17 年度の具体的取組内容	実 績
<p>育児・介護休業法の改正法案では、「子ども看護休暇」について、努力義務から労働者の申し出により年 5 日を限度に取得できるとなっている。各組合の労働協約改定の取り組みに盛り込むよう働きかける。</p>	<p>改正育児・介護休業法は平成 17 年 4 月から施行となり、子ども看護休暇も請求により取得できることとなった。また、適用除外であった有期契約労働者にも一定の要件のもとで適用する。育児休業期間を 6 ヶ月を上限として延長する特例を設ける。介護休業について、要介護状態ごとに 1 回、通算して 3 ヶ月取得できるようになった。これらの内容の周知とともに、連合の家族的責任をもつ男女労働者に関する労働協約指針に基づき、春季生活闘争の中で取り組んだ。その内容については、女性委員会の中で情報交換をはかった。</p>
<p>行動計画記載の 1、2 及び 3 を含め、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画をどのように運用していくかを課題として取り組む。</p> <p>各組合の制度内容や事例を随時委員会等で報告し実態を把握する。</p> <p>その中で先進事例や取り組み事例を積極的に公表する。</p> <p>行動計画に対するチェック機能を持たせるよう労働組合として働きかけることを各組合に促す。</p>	<p>連合本部を通じて、平成 17 年 4 月現在の各地方連合会の取り組みと、各都道府県の行動計画の策定状況について調査。</p> <p>女性委員会にて、行動計画の進捗状況を把握し、意見交換する中で共通認識をはかった。総じて行動計画の届け出はすすんでいるものの、どう実効性を高めるか？については課題として認識した。</p> <p>先行事例紹介は平成 18 年度に取り組む</p> <p>実効性を高めるため、労使で委員会を設置したり、労働組合の立場から積極的に事業主に働きかけている組合もある。</p> <p>このほかに 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定とあわせて、子どもを持つ親の立場としての多様な保育ニーズも求められており、子育て中の男女労働者の声を吸い上げるべく「保育ニーズ調査」を実施し、平成 18 年 3 月報告書を取りまとめた。尚、報告書の策定にあたって、平成 17 年度ウィメンズプラザ民間活動助成対象事業の助成金を得て作成した。</p>

<p>2005年6月10日(金)「改正男女雇用機会均等法」セミナーを開催する。その中で連合本部から要求内容について説明を受け、その後分散会に分かれて討論。職場の実態に照らして、間接差別とは何かを考える。</p> <p>職場における差別とは何かについて、出来るだけ組合員にわかりやすく説明するため寸劇やリーフレット、資料などをつかいあらゆる集会や学習会の場に提供する。</p>	<p>平成 17 年 6 月 10 日 (金) 男女平等月間「改正男女雇用機会均等法セミナー」を開催 厚生労働省労働政策審議会雇用均等分科会労働側委員のメンバーから、審議状況についての説明を受け、職場での課題を話し合った。</p> <p>平成 17 年 12 月 3 日 (土) 2005 連合東京女性セミナーを開催 ビデオ上映 (プロジェクト X) の後、均等法制定に関わった女性リーダーからの講演に続き、審議会委員メンバーとともに、分散会にて審議状況と連合の要求について話し合った。</p> <p>平成 18 年 1 月 22 日 (日) ~ 23 日 (月) 関東ブロック女性会議を開催 均等法施行 20 年を振り返り、今何が課題か? 今回の法改正の焦点は何か (特に間接差別について) について話し合った。</p> <p>平成 18 年 3 月 8 日 (水) 3.8 国際女性デーによるキャンペーン行動 均等法改正にあたり、連合の考え方を広く都民に訴えるため、有楽町マリオン前にて宣伝活動を行った。 その後よみうりホールにて、春季生活闘争に基づく各組合の取り組みについて報告され、とりわけ連合としては、今国会に上程されている男女雇用機会均等法改正法案についての修正を求める取り組みを行うことを確認した。</p> <p>啓発資料として連合本部作成の 3.8 国際女性デーを PR するためのチラシ、ティッシュの作成及び、均等法改正にあたっての連合要求のポイントを盛り込んだリーフレットを作成した。</p>
---	--